

宅地建物取引業法（昭和27年法第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号の規定に基づき、宅地建物取引業者を次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

商号又は名称	有限会社知立土地住宅
代表者	山村知子
主たる事務所の所在地	浜松市中央区初生町 898-9
免許証番号	静岡県知事（12）第4835号
免許年月日	令和6年1月15日
処分年月日	令和7年3月24日
処分内容	業務の全部停止 45日
根拠条項	法第65条第2項第2号
違反条項	法第46条第2項、第47条第2号